

# 社会福祉法人慈光福祉会 報酬（旅費）規程評議員会

（目的）

第 1 条 この規程は社会福祉法人慈光福祉会の理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条 役員等の出席報酬は次の通りとする。

- (1) 各会 5,000 円
- (2) 監査 1 日につき 7,000 円
- (3) 監査 半日につき 5,000 円
- (4) 研修会等その他 1 日につき 7,000 円
- (5) 研修会等その他 半日につき 5,000 円
- (6) 但し監事の理事会、評議員会への出席報酬は理事と同額の 5,000 円とする。

（旅費）

第 3 条 役員等が前項各号へ出席する場合、旅費を支給する。

2 旅費の種類は次の通りとする。

- (1) 交通費  
車賃（自家用車での移動）、バス、鉄道、船舶および航空機等にかかる費用を支給する。
- (2) 宿泊料金  
宿泊をとまなう場合は宿泊料金を支給する。
- (3) 食卓料  
船舶及び航空旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

3 旅費の額は次の通りとする。

交通費	宿 泊 料 金	食卓料
・車賃 1 キロメートル当たり 37 円。 ・バス・鉄道・船舶・航空費 実費。	研修会等参加の場合、その 取り決められた金額とし、 その他の場合は、当会が認 める金額とする。	2,600 円

（準用）

第 4 条 この規程に定めのない事項については、園に定める旅費支給基準を準用することとし、車賃等は園長と同等の取り扱いとする。

附則

この規程は平成元年 11 月 1 日から適用する。

- ・平成 6 年 3 月 25 日一部改正
- ・平成 13 年 10 月 26 日一部改正
- ・平成 18 年 10 月 2 日一部改正
- ・平成 29 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 29 年 12 月 17 日一部改正
- ・平成 31 年定時評議員会一部改正 平成 31 年 4 月 1 日適用
- ・令和 2 年定時評議委員会一部改正 令和 2 年 4 月 1 日適用

## 旅 費 支 給 基 準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、旅行命令に伴い支給する旅費の基準を定めるものである。

(支給対象経費)

第 2 条 前条の基準は、次のとおりとする。

(1) 交通費

車賃（自家用車での移動）、バス、鉄道、船舶および航空機等にかかる費用を支給する。

(2) 日当

旅行に伴う雑費として、日当を支給する。

(3) 宿泊料金

宿泊を命じられたときは、宿泊料金を支給する。

(支給基準金額)

第 3 条 前条の基準金額は、次表のとおりとする。

区 分	交通費	日 当		宿 泊 料 金	食卓料
		・指宿市 ・颯娃町	左記以外 の地域		
園 長	車賃 1キロメートル 当たり37円。 バス・鉄道・船 舶・航空費は 実費。	1,300 円	2,600 円	研修会等参 加の場合、決 められた金額 とし、その他 の場合は、園 長が認める 額とする。	2,600 円
その他 の職員		1,100 円	2,200 円		2,200 円

2 前条の規定にかかわらず、日当については、旅行が半日以内のときは次のとおりとする。

区分	半日の場合		半日を要さない場合	
	・指宿市 ・颯娃町	左記以外 の地域	・指宿市 ・颯娃町	左記以外 の地域
園長	650 円	1,300 円	350 円	650 円
その他の職員	550 円	1,100 円	300 円	550 円